

別紙標準様式(第7条関係)

会 議 録

会議の名称	令和3(2021)年度第1回枚方市NPO活動応援基金支援審査会
開催日時	令和3(2021)年 8月27日(金曜) 15時00分から 16時30分まで
開催場所	WEB会議システムを利用したオンライン開催 (枚方市役所別館4階 特別会議室)
出席者	会 長：海老原智子委員 副会長：山田裕子委員 委 員：北真収委員、津浦啓子委員、中嶋貴子委員、 余田圭二郎委員
欠席者	なし
案 件 名	1. 支援対象団体の登録について 2. その他
提出された資料等の 名称	資料① 令和3(2021)年度枚方市NPO活動応援基金 支援対象団体 登録申請状況 資料② 新規登録団体資料(3法人分) 1. エンパワセツルメント 2. In-D-Go 3. Happy Wan 資料③ 枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱 資料④ NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱の取り扱い方針 参考資料 更新登録団体資料(10法人分)
決 定 事 項	登録申請のあった13法人(新規3法人・更新10法人)のうち 12法人(新規2法人・更新10法人)を支援対象団体とする。
会議の公開、非公開の 別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	0人
所管部署 (事務局)	市長公室 市民活動課

審 議 内 容

1 開 会

○ 海老原会長

定刻となりましたので、これより令和3年度第1回枚方市NPO活動応援基金支援審査会を開催いたします。

本日は、ご多忙のところ、ご出席頂きましてありがとうございます。

案件に入る前に、まず、委員の出席状況について事務局より報告願います。

○ 事務局

本日は、委員6名中、6名の出席を頂いており、委員の過半数に達しておりますので、枚方市附属機関条例第5条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告させていただきます。

次に、本審査会の公開・非公開についてご説明いたします。本市では、会議の公開、非公開について、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程を定めており、第3条で、審査会の会議は特別な場合を除き、原則、公開するものとしております。

なお、審査会の会議の「公開」または「非公開」の決定は、当該会議に諮って行うものとされております。

○ 海老原会長

前回に引き続き、今回の審査会も「公開」することよろしいでしょうか。

○ 各委員

異議なし

○ 海老原会長

審査会について「公開」と決定します。

○ 事務局

会議録についても、同様に同規程第7条に定められており、「公表」または「非公表」の決定も、当該会議に諮って行うものとされております。

○ 海老原会長

会議録についても「公表」することよろしいでしょうか。

○ 各委員

異議なし

○ 海老原会長

会議録について「公表」と決定します。

次に配布資料の確認及び本日の予定について事務局から説明願います。

○ 事務局

案件に入ります前に配布資料の確認を行います。

(配布資料の説明)

本日の案件は、

- (1) 支援対象団体の登録について
- (2) その他

を予定しています。

2 議 題

<案件（1）支援対象団体の登録について>

○ 海老原会長

では「案件（1）支援対象団体の登録について」に入ります。

事務局より、支援対象団体の登録申請状況及び登録申請団体の紹介をお願いします。

○ 事務局

支援対象団体の登録申請状況について、お手元の資料①「令和3（2021）年度枚方市NPO活動応援基金 支援対象団体登録申請状況」に沿って説明いたします。「1. 申請団体数」ですが、7月16日を期限として支援対象団体の登録募集を行ったところ、新規登録に3団体、更新に10団体の申請がありました。申請があった団体の活動分野別の内訳は資料の「2. 活動分野別（基金分野）」のとおりです。

新規登録の3団体について、「3. 団体一覧」の順に一括してご説明いたします。

まず、1つ目の団体「エンパワセツルメント」について、説明させていただきます。資料②-1をあわせてご覧下さい。

1団体目は、「エンパワセツルメント」です。この法人は、金銭や通院移動、失業に関する相談事業や、誰でもインターネット・パソコンの利用や勉強ができる居場所の提供、福祉有償運送の事業を実施しています。提出された団体登録申請書によると、主たる事務所の所在地は枚方市宮之阪であり、運営総経費のうち特定非営利活動が占める割合は、100%となっています。事業報告書等からは枚方市内にて各種事業を実施していることがわかります。

それでは、2つ目の団体「In-D-Go」について、説明させていただきます。資料②-2をあわせてご覧下さい。

2団体目は、「In-D-Go」です。この法人は、令和2年7月に設立された新しい法人であり、少年少女に対して楽器の演奏指導や地域密着型の音楽演奏会の開催に関する事業の実施を目指し、会員の獲得や広報活動を実施しています。

提出された団体登録申請書によると、主たる事務所の所在地は枚方市山之上であり、運営総経費のうち特定非営利活動が占める割合は、100%となっています。事業の実施については、設立初年度の昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、演奏指導や演奏会等の事業の実施には至りませんでした。オンラインによる事業説明や、演奏者や指導者の依頼等を行っています。今年度については、枚方市やその近辺の公共施設、保育園、福祉施設、医療機関等での事業開催を目指しています。

3つ目の団体「Happy Wan」について、説明させていただきます。資料②-3をあわせてご覧下さい。

3団体目は、「Happy Wan」です。この法人は、保健所での殺処分を予定される保護犬を引取り、治療・飼育し、希望者へ引き渡す事業を実施しています。提出された団体登録申請書によると、主たる事務所の所在地は枚方市養父丘であり、運営総経費のうち特

定非営利活動が占める割合は、100%となっています。事業報告書等からは枚方市の事務所を活動の中心として、ペットサロン等で保護犬の引渡しの活動を行っていることが分かります。

新規登録3団体の説明は以上です。

○ 海老原会長

事務局より一括して説明がありました新規登録の3団体について、個別審議を行った後に、更新登録団体について審議を行いたいと思います。

1つ目の団体「エンパワセツルメント」につきまして、ご意見、ご質問等はございますか。

○ 北委員

法人名を「ひとりネット」から「エンパワセツルメント」に変更された理由は何でしょうか。また、提出された「前年度事業の社員のうち10人以上の者の名簿」について、多数の大阪府外居住者が会員となっている理由を質問いたします。

○ 事務局

法人名の変更につきましては、NPOであるため他の方々とはつながりを持つ方が良いと法人で考え、法人名を再検討された結果、現在のエンパワセツルメントとなったと記憶しております。

次に、多数の大阪府外居住者が会員となっている理由につきましては、事務局での直接確認は未実施ですが、インターネットを活用している法人であるため、インターネットを通じて法人と関係のある大阪府外居住者が会員になっていると思慮されます。

○ 北委員

インターネットを活用しているとは、法人がインターネットを通じて支援を実施しているということでしょうか。

○ 事務局

実際の活動は、物理的な居場所を提供するなどインターネットを介さない手法で実施していますが、法人代表者がインターネットでの活動が得意であるため、ホームページなどを通じて支援を募っているのではないかと推測されます。

○ 海老原会長

エンパワセツルメントは、過去に団体登録を行った法人であり、昨年度はNPO活動応援基金から補助金を交付していると記憶していますが、間違いないでしょうか。

○ 事務局

間違いありません。令和2年7月の団体登録更新にかかる申請を行わなかったため、今年度は団体登録ができていません。団体登録が途切れたため、制度上の都合により、新規団体登録申請となっていますが、初めて団体登録を行う法人ではないものです。

○ 山田副会長

再登録の団体であると思いますが、提出された「団体登録簿」を確認すると、「移動困難者の社会参画を支援する為の福祉有償運送の発展事業」として、NPO活動応援基金から交付された69,000円を活用し、事業を実施したと思われま

提出された「事業報告書」では、当該事業を「④その他目的を達成するために必要な事業」のうち、「チラシ印刷配布」として記載し、報告しています。

「福祉有償運送事業」の啓発・広報を目的とするチラシの印刷・配布を補助金の交付対象事業として認めたのであれば、「事業報告書」での位置づけが不適切であると考えます。

また、当該事業の効果がどのようなものであったかを事務局にお尋ねします。

○ 事務局

昨年度の当該事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、事業の開始時期が遅れた経過があります。当初の予定では、福祉有償運送の利用者及び事業の提供に従事したいと考える資格未取得者両方の募集を行い、資格未取得者については、資格取得にかかる講習の受講を支援する単年度の事業として、NPO活動応援基金の補助金交付対象となっていました。しかし、開始時期が遅れたことにより、講習を受ける段階で年度末となったため、チラシの印刷・配布のみの事業として報告を受けております。未実施となった講習受講にかかる補助金につきましては、返還を行っていません。昨年度未実施となった部分については、継続して取り組みたいと法人から申し出があったため、事務局としては、法人の取り組みを見守りたいと考えています。

○ 山田副会長

他市の助成金審査では、期間終了後に助成事業の成果報告を受けているが、枚方市NPO活動応援基金では、審査会への成果報告が行われていません。次年度も法人が団体登録の更新申請を行った場合は、事業報告書等で確認ができます。しかし、団体登録の更新を行わなかった法人については、成果を確認できない状況です。今後、審査会での成果報告の実施について事務局で検討いただくよう要望いたします。

また、エンパワセツルメントの定款を確認すると、法人運営にかかる決定権を少数の理事で構成された理事会が多く持っているなど、組織ガバナンスが閉鎖的であるという印象を受けます。

○ 海老原会長

「事業報告書」を確認すると、当該年度に理事会で役員を選任が諮られていますが、役員を増減や変更が行われたのでしょうか。

○ 事務局

当該年度の理事会では、役員任期満了に伴う再任について承認を行っています。現時点で提出されている役員名簿の状況について変更はありません。

○ 海老原会長

山田委員のご指摘につきましては、団体登録可否に直接影響を与えるものではございませんが、事務局からエンパワセツルメントへ確認や指導をしていただきますようお願いいたします。その他、エンパワセツルメントに対してご意見はありますでしょうか。

○ 余田委員

エンパワセツルメントのように民間団体や法人が行う居場所づくり事業について、新型コロナウイルス感染拡大により公共施設の使用を禁止している状況であっても、補助

金の交付は可能でしょうか。

海老原会長

現時点では、市有施設については、使用禁止ではなく、定員の2分の1以内での利用人数を条件として使用を認めていると思いますが、事務局で回答をお願いします。

事務局

現時点では、そのような運用にかかる市の規定がないため、補助金の交付は可能と考えます。

余田委員

新型コロナウイルス感染症等の理由により事業実績がない法人に対しても、補助金の交付が可能であるか質問いたします。

海老原会長

余田委員の質問内容に関しましては、今回申請のあった法人全体に関係しており、審議が必要であると思われるので、各委員のご意見をお願いいたします。

山田副会長

エンパワセツルメントについては、社会福祉協議会の助成やNHK 歳末たすけあい助成などを活用し、居場所づくり事業などを実施していますので、全く活動実績がない法人ではないと思われます。

海老原会長

ありがとうございます。その他、エンパワセツルメントに対してご意見はありますでしょうか。

ご意見がないようですので、エンパワセツルメントの新規団体登録にかかる決議を行いたいと思います。団体登録に関して、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

各委員

(全員、挙手)

海老原会長

ありがとうございます。それでは、エンパワセツルメントの団体登録を認めることといたします。

つづきまして、2団体目へ審議を移りたいと思います。「In-D-Go」は、昨年度も団体登録の申請があった法人です。昨年度は、法人設立当初であり全く活動実績がなかったため、団体登録が認められなかった経過があります。

In-D-Goの今年度の申請に関して、各委員のご意見をお願いいたします。

中嶋委員

補助金の交付決定方法について確認いたします。補助金の交付申請が可能となる団体を事前に登録決定し、登録団体から交付申請を受け付けた後に、別途交付可否や交付金額を審査すると考えてよろしいでしょうか。

海老原会長

そのとおりです。

中嶋委員

それでは、新型コロナウイルス感染拡大の中でどのような対策をとり、事業を実施できるのかという点については、補助金交付可否を判断する場で改めて確認できると考えて、今回の審査会で審議を行う内容としては、補助金交付の可否ではなく、団体登録要綱に基づいて、補助金の交付申請が可能となる団体として値する法人であるかを確認するものと考えてよろしいでしょうか。

○ 海老原会長

そのとおりです。登録の要件として、団体登録要綱第2条に「(3) 主として本市内において特定非営利活動を行っていること。」と規定されていますが、新型コロナウイルス感染拡大の中においては、感染拡大等を理由に全く法人として活動できていない場合にどのような基準で判断を行うか検討することが必要であると感じています。

○ 山田副会長

In-D-Goの事業について、市内の保育園や公共施設等においてアウトリーチコンサートの開催を目指していると事務局から説明がありましたが、当該法人のホームページ等を拝見すると、法人の主たる事業である楽器演奏の指導事業は、枚方市外で実施する予定であることが確認できます。また、理事会等の法人の会議実施場所が全て枚方市外であり、法人代表者以外の役員も枚方市外居住者であることが見受けられます。

そのような状況の中で、団体登録の要件である「主として本市内において特定非営利活動を行っている法人である」と認めることは難しいのではないかと感じています。

○ 海老原会長

私も同様の意見を持っております。新型コロナウイルス感染拡大の影響も踏まえて、枚方市内での活動実績が全くない法人をどのように判断するかについて、他の委員の方は、ご意見がありますでしょうか。

○ 北委員

山田委員がご指摘された法人代表者以外の方が枚方市外居住者であるという点については、団体登録可否の判断にあたり、疑問を感じています。

また、提出された今年度の事業計画書を拝見すると、コンサート開催及びコンサート鑑賞事業において、50名程度の集客を見込んでいることが確認できますが、どのように集客数を積算されたのか、現状の事業実施状況も含めて事務局へ質問いたします。

○ 事務局

法人役員や会員につきましては、楽器演奏の指導事業などの実施にあたり、本格的な指導者のもと事業を行うという法人の考えにより、海外や日本全国で活躍されている演奏者で構成されていると伺っております。本市における事業としては、市内の保育幼稚園や小中学校においてコンサートや楽器演奏体験、演奏指導事業を実施することにより、子どもたちが音楽と触れ合う機会を増やし、その後の進路などの選択肢を広げたいと法人の活動を検討しています。しかし、保育所や小学校など各施設に打診したところ、新型コロナウイルス感染拡大の影響で断られている状況です。

代替として、法人代表者と関わりのある楽器店に相談し、音楽教室の拠点を市外にある楽器店の貸しホールで開始しようと検討していますが、ニーズがあれば、どのような

場所であっても事業を実施したいと考えている様子です。

コンサートの開催についても、新設される枚方市総合文化芸術センター等での開催を検討していましたが、会場利用にかかる抽選に落選したため、代替的に近畿内で活動を考えていると伺っております。

今回提出された事業計画書は、法人の実施希望を含んだ内容となっており、新型コロナウイルス感染拡大の中において、どの程度の生徒が集まるか、コンサートの集客ができるかということについては、見通しを立てることが難しい様子でした。

北委員

事業計画書に記載された集客数の積算などは、根拠はないということですか。

事務局

集客数の積算は、会場の定員などを参考に作成されたのではないかと推察されます。

中嶋委員

この法人の定款において「日本にいながら世界を感じることのできる、海外・国内指導者による音楽環境の中で事業を行う」旨を規定していること、コロナ禍においてNPOを取り巻く環境も急速にオンライン化が進んでいることを踏まえると、第2条第3項の解釈については、法人の活動による受益者が枚方市内に存在すれば良いとするのか、それとも法人代表者や理事の大半が枚方市内にすることが必要とするのか、または受益者及び法人役員双方において第2条第3項の要件を満たす必要とするのかを判断しなければならないと考えます。事務局のご意見をお伺いします。

事務局

事務局としては、少なくとも法人からサービスを享受する受益者が枚方市内のものであることが最低限必要であると考えています。

山田副会長

法人の特定非営利活動を実施する場所も枚方市内であることが必要と考えます。過去の審査においても、同様の要件を課してきたと思います。

海老原会長

法人のホームページを拝見すると、著名なメンバーが揃っており、新設される総合文化芸術センターなどを拠点とした活動を検討されている印象を受けましたが、実現に至らず残念に感じています。ホームページで募集している楽器演奏指導事業に関しても、随時参加を募っているが、現実的には応募があまりないということでしょうか。

事務局

現在も随時募集を行っている状況です。

中嶋委員

第2条第3項の解釈については理解できました。その上で、当該法人をどのように判断するか検討する材料として、指導者などを募っているという状態であると理解しました。そもそも文化芸術の分野でボランティアをするにあたっては、ネットワークが必要だと思います。特にこのコロナ禍における2年間の状況では、音楽教室やオーケストラなどの音楽活動を行うことは非常に難しい状況であるため、国内外に独自のネットワー

クを持っており、将来的にオンラインなどで市内の幼稚園や小中学校で事業を実施できる可能性があるかもしれませんが、昨年度時点で事業の実施を求めることは、文脈的に厳しいのかなと感じました。

また、理事の居住地についてですが、他の法人も含めて、もし今後第2条3項を重視するのであれば、法人のネットワークは広いに越したことはないが、本基金に関して私たちが審査をする上で、枚方市内にサポーターが存在するか、法人理事の何割の方が枚方市内に居住しているかなどの何らかの基準があればいいなと思います。

○ 山田副会長

この法人は音楽活動に関して著名なメンバーが存在するため、法人の活動によって、枚方市へのアクセスが増える可能性はあると思われます。本基金への登録を希望する理由として、法人の社会的信用性の向上を目的とされていることもあるのではないかと個人的に感じました。

本格的に音楽に係る活動を実施することは、プロ・アマチュア問わず難しい現状もあると思います。法人の活動実績という視点で見ると、ホームページを作成し、人を集める予定があることも、ひとつの実績という考え方もあるのではないかと考えます。

○ 海老原会長

昨年度の実績については、判断が難しいところではありますが、ほかの委員の方のご意見はいかがでしょうか。

○ 津浦委員

昨年は本基金における団体登録ができず残念でしたが、引き続きコロナ禍により、法人活動が難しい状況の中で、法人ホームページを立ち上げるなど活動しているので、希望的観測で団体登録を行い、補助金の交付申請時の審査会で話を聞くことのできる機会があってもいいのではと思います。

○ 余田委員

法人としては昨年できた法人ということですね。すごくいい活動だと思いますが、計画を立てたり、ホームページを作ったりしただけでは、特定非営利活動を実施したことにはならないのではないかと思います。小規模でもいいので、何か特定非営利活動を実際に活動してから審査のフィールドに乗ってもいいのではないかと思います。

○ 海老原会長

昨年の審査時も、法人の枚方市内における活動実績がなかったため、団体登録を見送ったということでしたね。

○ 事務局

昨年は、枚方市内での活動実績が乏しく判断ができないという理由で、登録を見送っております。

○ 海老原会長

私も、余田委員のおっしゃるとおり、形式的にとらえると活動していないにあたると思います。他にご意見がなければ、新規団体登録にかかる決議を行いたいと思います。団体登録に関して、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

○ 各委員

(賛成) 中嶋委員、山田副会長、津浦委員

(反対) 余田委員、北委員、海老原会長

○ 海老原会長

私の意見はどちらかというところですが、そうすると同数となりますが、その場合はどうなりますでしょうか。事務局にて確認をお願いいたします。

時間の問題もありますので、とりあえず一旦保留にして、次の法人の審議を先に進めることとし、後ほど可否同数の場合における決議の確認を行います。

それでは、次に「Happy Wan」について審議を賜りたいと思います。

○ 山田副会長

この事業計画書では、保護犬の譲渡会の実施頻度が高く、その活動が枚方市外で行われていることが見受けられますが、これをどう考えたら良いかと思っています。この法人にとっては、譲渡会が活動の肝であるかと思いますが、枚方市内での譲渡会の活動が見えないので、判断が難しく感じます。枚方市内のトリミングサロンを母体としている法人であるため、現実的には、枚方市内で保護犬を飼育したり治療にあたったりしているのですが、事業計画の肝となっている譲渡会が枚方市外なので、そこをどのように考えたら良いのでしょうか。

○ 余田委員

事業計画書に記載されている譲渡会の実施場所について、株式会社創信が記載されていますが、これは枚方市内の企業ではないのでしょうか。もしそうであれば、枚方市内でも活動を実施していることになると思われます。

○ 事務局

株式会社創信の件につきましては、後ほど確認します。補足といたしまして、この法人は枚方市内店舗において、動物愛護に関する募金活動を主として行っていることを伺っております。

○ 山田副会長

確かにこの法人は寄付を集め、保護犬に対して手術等の治療を行うなど、そういった意味では枚方市内で活動していることは見えてくると思いました。

○ 余田委員

枚方市内で募金をしているというのは、どこでわかるのでしょうか

○ 事務局

募金活動等については、事務局からどのように活動しているかを法人に口頭確認しております。

○ 山田副会長

トリミングサロンを中心として募金活動を行っているということですね。

○ 海老原会長

募金活動については、事業報告書には記載されていないということですね。

○ 中嶋委員

この法人については、保護犬が受益者になるので、In-D-Go との比較が難しいと思われます。インターネット等を通じて募金活動を行っていますが、枚方市外の分も入っており、主たる活動を枚方市で行っているというところをどのように判断をしたらよいのでしょうか。

○ 山田副会長

この法人は、ホームページ上で毎月の収支報告がされており、寄付にかかわる報告も記載されています。また、譲渡会でも募金活動を実施されていますが、募金活動の実施場所については、あまり気にしなくてもいいのではないのでしょうか。寄付者にきちんと報告することは良い事かと思えます。

○ 余田委員

先ほど事務局へ確認を依頼した株式会社創信の所在地については、枚方市内にあり、その駐車場を借りて譲渡会イベントを行っていることが法人のホームページから確認できますので、枚方市内で特定非営利活動を実施していると判断できると思われます。

○ 海老原会長

昨年度は、株式会社創信の敷地内において、譲渡会は実施していないのでしょうか。

○ 事務局

実施していません。

○ 海老原会長

先ほど中嶋委員がご指摘された受益者の解釈について、本来の活動応援基金の趣旨としては、おそらく枚方市民に何らかの受益がもたらされるかが判断の基準であると思いますが、これまでの審査会において、今回のような論点がクローズアップされておらず、審議も比較的容易であったため、今回は判断が非常に難しいところです。団体登録の段階で厳しくするのか、補助金交付の事業を選定する段階で再度審議するかについて、何らかの方針を決めることができれば良いと感じます。

○ 中嶋委員

許容範囲であれば一旦団体登録を認めるという方針で、厳密にしなくても良いのではないのでしょうか。基準を厳しくしてしまうと、団体登録の申請を法人が行わなくなる可能性もあります。また、成果の判断が難しいインターネットでの活動などでも、枚方市民が受益者になる可能性もあるかもしれません。補助金を交付する事業選定にかかる審査会できちっと審議できればいいのではないかと思います。

○ 山田副会長

本基金については、ふるさと納税で成り立っているものであり、寄付者の意思がどこにあるかという点で考えると、直接的な受益者が枚方市民でなくても、波及的・間接的に枚方市民へ良い影響を与える事業については、団体登録を認めてよいのではないかと個人的に思っております。

○ 海老原会長

他の委員のご意見はいかがでしょうか。

○ 余田委員

枚方市や枚方市民にとってどのような影響を与える事業であるかという点については、各委員が事業計画書などから拾い出すものではなく、申請を行う法人がアピールを行うべきものではないかと感じました。今後、団体登録の申請方法を再検討する際には、ぜひ意見として取り入れていただければと思います。

また、Happy Wan と In-D-Go を審査するにあたり、両法人の相違点として、市内・市外を問わず、特定非営利活動法人としての特定非営利活動の実績があるかという点が挙げられます。

Happy Wan については、特定非営利活動の実績があり、法人ホームページには枚方市内での活動を広げていきたい旨の記載があるため、団体登録を認めて、補助金交付の申請があったタイミングでより詳細に審査を行うことができれば良いと感じています。

海老原会長

私も Happy Wan と In-D-Go では、少し論点が異なっていると考えています。

また、過去の団体登録にかかる審査会では、明らかに他市を拠点とした活動を目的とする法人の団体登録は認めていませんでしたが、枚方市への関わりが少しでもある法人については、団体登録を認めていたと記憶しています。

他にご意見がなければ、Happy Wan の新規団体登録にかかる決議を行いたいと思います。団体登録に関して、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

各委員

(全員、挙手)

海老原会長

全員一致で Happy Wan の団体登録を認めることといたします。

それでは、In-D-Go の団体登録について、再度審議を行いたいと思います。先ほどのご意見を変更されたい方はいらっしゃいませんか。

各委員

(全員、意見の変更なし)

海老原会長

In-D-Go の団体登録について、可否同数のままとなりますので、枚方市附属機関条例第5条第3項の規定により、議長である私の決するところによるものとなります。

In-D-Go の事業については、大変魅力を感じるものではありますが、審査において形式的にとらえたとすると、特定非営利活動を実施していない法人にあたると思われるため、大変残念ではありますが、団体登録を認めることはできないものとします。

新規登録団体については、3法人のうち2法人を登録対象とし、1法人を対象としないこととします。

続きまして、事務局より登録更新申請団体の説明をお願いします。

事務局

今年度の更新登録申請団体は10法人です。団体名称及び活動分野については、資料①の「3. 団体一覧」をご覧ください。

更新登録団体につきましては、事務局において、登録の要件を全て満たしていること

を事前に確認させていただいております。お手元に申請資料は送付しておりますので必要に応じてご参照下さい。

山田副会長

事務局に対して、昨年度の登録状況から大きく内容変更を行った法人があるかお伺いします。

事務局

更新申請のあった10法人については、活動内容などに大きな変化はございません。大きな変化としては、多額の団体指定寄附を集めていた特定非営利活動法人つばさの会大阪について、事情により法人を解散され、当該法人を対象とした指定寄附を一般寄附へ繰り入れることとなりました。

海老原会長

事務局より更新登録申請団体については、昨年度と同様、事務局が登録の要件を満たしていることを確認したという前提で、10法人を一括して決議を行いたいと思います。10法人全てを登録対象とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。

各委員

(全員、挙手)

海老原会長

それでは、更新団体については、10法人全てを登録対象とすることとします。本日の審査会の結果を市長に報告した上で、各登録申請団体に対して通知します。以上です。

海老原会長

次の案件「(2) その他」について、事務局より何か報告事項等がありますか。

事務局

今年11月30日をもって、審査委員の任期が満了となります。今後、委員改選に向けた調整を行っていきたいと思いますので、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

海老原会長

それでは、これもちまして、令和3年度第1回枚方市NPO活動応援基金支援審査会を終了します。